

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

1 平成19年中の国会状況

平成19年中には次の3国会が開催された。

表1

国会回次	召集日	閉会日	会期
第166回通常会	19. 1.25	19. 7. 5	162日間
第167回臨時会	19. 8. 7	19. 8.10	4日間
第168回臨時会	19. 9.10	20. 1.15	128日間

2 第166回国会（通常会）の総括

(1) 会期

今国会は1月25日(木)に召集された。会期は当初6月23日(土)までの150日間とされていたが、6月22日(金)に7月5日(木)まで12日間延長され、最終的な会期は計162日間となった。

(2) 開会式、施政方針演説と主な議論

1月25日(木)の(衆)(参)本会議では、議席の指定、特委の設置等院の構成が行われた。翌26日(金)には、開会式が行われた後、(衆)(参)本会議において、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、麻生外務大臣の外交演説、尾身財務大臣の財政演説、大田国務大臣の経済演説の政府四演説が行われた。

政府四演説に対する代表質問は、(衆)本会議において1月29日(月)、30日(火)の2日間、(参)本会議において、30日(火)、31日(水)の2日間行われた。

安倍総理は、成長力の強化、再チャレンジが可能な社会の構成、魅力ある地方の創出、行政改革の推進、教育再生、健全で安心できる社会の実現等の基本方針を示し、日本国憲法の改正手続に関する法律案の成立を強く期待するとし、野党は、格差是正、年金改革、教育改革、政治とカネ等について追及した。農林水産省関係では、戸別所得補償制度、バイオマスの利活用、食料自給率向上のための基盤強化・就農促進(再チャレンジ)等について質疑が行われた。

(3) 予算審議

ア 予算案の提出と提案理由説明

召集日である1月25日(木)に平成18年度補正予算案及び平成19年度総予算案が提出され、両案について、衆議院では1月31日(水)に、参議院では2月1日(木)に提案理由説明が行われた。

イ 補正予算審議

1月27日(土)に柳澤厚労大臣の「女性は出産する機械」との発言に対し、少子化問題等を担当する大臣として不適切であるとして、野党は厚労大臣の辞任を衆院予算委での18年度補正予算案審議入りの条件とした。

このため、2月1日(木)～2日(金)の(衆)予算委の審議日程について、既に与野党間で合意されていたが、2月1日(木)の基本的質疑、2月2日(金)午前：基本的質疑、午後：締め括り質疑、採決への出席を野党が拒み、与党単独で行うこととなった。また、同日の(本)での緊急上程でも、野党が欠席する中可決され、参議院に送付された。

(参)予算委では、2日間の審議日程を与野党間で合意をしていたものの、野党が欠席する中、2月5日(月)の審議のみで可決した。地方交付税法案を審議する(参)総務委の開会が2月6日(火)であったことから、同日、平成18年度補正予算案及び地方交付税法案(補正関連)とともに本会議に上程され、可決された。

このような状況の中、国会審議の正常化に向け、与野党国対での協議が行われた結果、(衆)予算委で少子化問題集中審議を行うことが合意され、2月7日(水)及び8日(木)に行われることとなった。

ウ 本予算審議

平成19年度総予算案(一般会計総額82兆9,088億円)は、(衆)予算委で2月9日(金)から始まり、政治とカネ、閣僚の発言などへの質問が集中したものの、審議時間は例年を大きく下回った。3月2日(金)の締め括り質疑では、野党は反発し、質疑者も要求大臣も通告しないなどの対応を取ったが、予算委員長が職権で質疑終局の宣言を行い、野党議員は委員長に詰め寄ったが、採決が行われ、与党の賛成多数で可決された。同日の予算委後に開会された(衆)総務

委、(衆)財金委での予算関連法案の採決についても野党は反発したが、与党の賛成多数により可決された。直ちに同日の(衆)本会議で、本予算が審議されたが、それに先立つ予算委員長、総務委員長、財金委員長への解任決議案の処理をめぐり徹夜国会となり、本予算案は3月3日(土)未明に(衆)本会議で可決された。

参議院では3月26日(月)に(参)予算委で可決、同日の(参)本会議で可決され成立した。

エ 集中審議

集中審議として、(衆)予算委では2月7日(水)、8日(木)に「少子化他」、2月23日(金)に「雇用・労働問題等」、3月1日(木)に「地域間格差等について」が行われた。(参)予算委では、3月9日(金)に「外交・防衛等」、3月13日(火)に「農業・食の安全等」、3月19日(月)に「社会保障・雇用・格差等」、3月26日(月)に「安全・安心等」が行われた。

また、予算成立後の5月23日(水)に(衆)予算委で「政治とカネ」に関する集中審議が安倍総理出席、TV入りで行われた。

(4) 決算審議

平成17年度決算について、(参)決算委では5月21日(月)に省庁別審査(農水省)、5月28日(月)に締め括り質疑を行い、5月30日(水)の(参)本会議で承諾された。

(衆)決算行政監視委では、4月24日(火)に第3分科会で省庁別審査(農水省)が行われたが、その後の締め括り質疑については、野党からの内閣不信任案提出等を背景として与野党で開催の合意がなされず、会期中に開会されない結果となり、今後の協議に持ち越されることとなった。

(5) 法案審議

ア 法案審議概要

今国会での政府提出法案は、新規提出法案は97件(うち89件成立)、継続法案は2件(うち1件成立)であった。

衆議院議員提出法案は、新規提出は54件であり(うち与党提出19件成立)、継続法案は23件(うち与党提出1件、野党提出1件成立)であった。

参議院議員提出法案は、新規提出法案は14件(うち与党提出3件成立)、継続法案4件(うち2件撤回、2件廃案)であった。

条約は、19件提出され、すべてが承認された。

イ 重要法案の審議結果

今国会では、教員免許更新制度や教育委員会制度を改革する「教育改革関連3法案」、憲法改正の際の手続を定める「憲法改正手続法案」、天下り規制の人

材バンクや能力実績主義を導入する「公務員制度改革法案」、社会保険庁を廃止して非公務員型の組織に変更する「日本年金機構法案」等の社保庁改革関連2法案、基礎年金番号未統合の年金記録を救済する「年金時効特例法案」等の重要法案が成立した。

ウ 農林水産省関係法案審議の概要

農林水産省からは予算関連法案3件(うち日切れ扱い1件)を含む8件の法案を提出した。そのうち、食品リサイクル法案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正と大きく関連すること、前回の平成12年改正時には、(参)国土・環境委で審議されたこと、環境委での法案審議が閣法では3件となること、参議院選挙の年で延長がないこと、大臣の海外出張が多数予想されること等の特殊事情から、環境委員会に付託・審議されることとなった。

提出した8件の法案のうち農山漁村活性化法案については(衆)本会議で趣旨説明・質疑を行った。

農水委員会で審議される7件の法案は、(衆)(参)ともに5月中に審議を終えた。

エ 主な議員提出法案の動き

(ア) カネミ油症対策

カネミ油症対策については、与党内での意見調整の必要から、第165回国会(臨時国会)での与党案の提出が見送られる一方、民主党から平成18年12月14日(木)に法案が提出され、継続審議とされていた。

与党内では、今国会での法案の成立を目指し、調整が進められ、4月13日(金)に与党案としての内容が確定した。

与党と民主党とで法案の調整が行われる中で、今後の対策を検討する議員連盟の設立等を条件に、民主党案を撤回し与党案に一本化されることとなったことから、(衆)農水委員長提出法案として、衆議院では5月24日(木)の本会議で、参議院では6月1日(金)の本会議で全会一致での成立を見ることとなった。

(イ) 有明特措法延長

有明海・八代海特別措置法は平成14年に成立し、施行から5年以内(平成19年11月)に見直すこととされていた。19年11月以降には評価委員会の機能がなくなることとなっていたことから、その存続のため、今国会で改正案を提出するよう自民党有明海ノリ等被害調査対策本部で議員立法が検討されてきた。しかし、とりまとめられた与党案に対して、民主党との調整が難航したことから、今国会での提出は見送られた。

(6) 赤城農水大臣の就任

5月28日(月)に松岡農水大臣がご逝去されたことから、6月1日(金)に松岡前農水大臣の後任として赤城徳彦農水大臣が任命された。

このため、(衆)農水委では5日(火)に所信的挨拶、6日(水)に所信的挨拶に対する質疑が、(参)農水委では12日(火)に所信的挨拶及び所信的挨拶に対する質疑が行われた。

(7) その他の農水省関係の事案

(独)緑資源機構による官製談合疑惑、輸入した米国産牛肉に他の部位が混載していた事案、北海道の食肉加工会社ミートホープ社が牛肉に他の肉を混ぜた問題等が発生し、農水委、予算委、決算委で質問が行われた。

(8) 会期末の状況

会期末が迫る中、公務員制度改革法案の審議日程不足が確定的な状況となり、審議日程の確保のため、6月22日(金)の(衆)本会議で、7月5日(木)までの12日間の会期延長が議決された。

参議院選挙投開票は7月29日(日)に行われることとなった。

3 第167回国会(臨時会)の総括

(1) 会 期

今国会は8月7日(火)に召集され、会期は8月10日(金)までの4日間とされた。

(2) 開 会 式 等

開会式は8月7日(火)に行われた。同日の(衆)本会議では、議席の指定、会期の議決等が行われた。また、同日の(参)本会議では、議長・副議長の選挙、議席の指定、常任委員長の辞任、常任委員長の選挙等が行われた。

第21回(参)選挙の結果、参議院では民主党が第1党となっており、参議院議長には民主党江田五月議員が、参議院副議長には自民党山東昭子議員が、参議院議運委員長には民主党西岡武夫議員が選出された。

(3) 法 案 審 議

今国会では、政府から新たに閣法、条約、承認案件は提出されなかった。

議員立法については、新たに参議院で民主党から「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」、「郵政民営化法の一部を改正する法律案」が8月9日(木)に提出されたが、委員会に付託されず審議未了により廃案となった。

なお、議員立法を含む前国会から継続審議とされていた法案等は継続審議となった。

(4) 農林水産省関係法案の審議概要

今国会では、(衆)(参)農水委ともに審議は行われなかった。

(衆)(参)ともに8月10日(金)に会期末処理の委員会が開会され、閉会中審査の手続きがとられた。

(衆)農水委では「(衆)牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案」「(衆)輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」が継続審議とされた。

4 第168回国会(臨時会)の総括

(1) 会 期

今国会は、9月10日(月)に召集された。会期は当初11月10日(金)までの62日間とされていたが、新テロ対策特措法案の成立のため、11月9日(金)に12月15日(金)までの35日間の延長が議決され、さらに12月14日(金)に平成20年1月15日(火)までの31日間の延長が議決された。2回の会期延長により、最終的な会期は128日間となった。

(2) 開会式、所信表明演説と安倍総理の辞任

開会式は9月10日(月)に行われ、同日、両院の本会議で、議席の指定、会期の議決が行われるとともに、「信頼できる年金の再構築」、「改革の果実を地方の実感につなげる」、「教育再生の具体化等改革を進める一方、改革の影の部分に光を当てる政策に全力で取り組む」こと等についての安倍総理所信表明演説が行われた。

安倍総理所信表明演説に対する代表質問は、(衆)本会議では9月12日(水)、13日(木)の2日間、(参)本会議において、13日(木)、14日(金)の2日間が行われる予定であったが、12日(水)の(衆)本会議直前に、安倍総理が辞意を表明し、(衆)(参)とも安倍総理に対する代表質問は行われなかった。

(3) 首班指名選挙

安倍総理の辞任を受け、自民党の総裁選挙が9月23日(日)に行われ、新総裁に福田総裁が選出された。国会の首班指名は25日(火)に(衆)(参)本会議で行われた。衆議院では338票を得て(自)の福田総裁が首相に指名され、参議院では、1回目の投票(福田君106票、小沢君117票、福島君5票、志位君9票、綿貫君4票、無効1票)では決まらず、決選投票となった。その結果(福田君106票、小沢君133票)、民主党の小沢代表が首相に指名された。

(衆)(参)で指名が異なったため、(衆)(参)本会議での議決により両院協議会が設置され協議されたが成案を得られず、憲法の規定により、(衆)本会議の議決の

とおり、福田総理が指名された。

(4) 福田内閣組閣、所信表明演説

福田総理は、首相に指名された9月25日(火)夕方に組閣し、翌26日(水)に福田内閣が発足した。農水大臣には若林正俊大臣が安倍内閣に引き続き任命された。

また、副大臣・大臣政務官については、27日(木)に、安倍内閣に引き続き、(衆)今村雅弘副大臣、(参)岩永浩美副大臣、(衆)谷川弥一大臣政務官、(参)澤雄二大臣政務官が任命された。

総理の所信表明演説は、10月1日(月)に(衆)(参)で「政治と行政に対する信頼の回復」、「国民の安全・安心を重視する政治への転換」、「これからの環境を考えた社会への転換」等についての所信表明演説が行われた。所信表明演説に対する代表質問は、(衆)本会議では10月3日(水)、4日(木)で、(参)本会議では4日(木)、5日(金)で行われた。

(5) 法 案 審 議

ア 法案審議概要

今国会では、新たに閣法10本、条約3本、承認案件2本提出され、いずれも成立・承認となった。継続審議となっていた閣法9本のうち4本が成立した。

イ 重要法案等の審議結果

今国会では、11月1日(木)に期限が切れる「テロ対策特措法」の延長が焦点となった。政府はテロ対策特措法の期限切れが避けられない見込みとの状況の中、活動を給油給水に限定する「新テロ対策特措法案」を10月17日(水)に提出したが、給油転用疑惑や守屋前防衛次官の過剰接待問題などにより審議が進まず、会期延長後の11月13日(火)の(衆)本会議で可決され、参議院に送付された。

この間、11月1日(木)にテロ対策特措法が期限切れとなったため、インド洋上に派遣されていた自衛隊は帰国することとなった。

12月15日(土)まで延長された国会であったが、「新テロ対策特措法案」の成立を確実なものとするため、会期は平成20年1月15日(火)まで再延長され、参議院での審議が進められた。

1月11日(金)に(参)本会議で否決され、衆議院へ返付された。衆議院では、同日、憲法第59条2項の規定に基づき、(衆)本会議の出席議員の2/3を超える多数で再議決し、本法案は成立した。再議決による法案の成立は57年ぶりであった。

また、参議院では運輸審議会委員等の国会同意人事について、11月14日(水)に省庁出身者3名を不同意とした。同意人事の不同意は56年ぶりであった。

ウ 農林水産省関係法案の審議概要

今国会では、農林水産省から法案の提出はなかったが、以下の議員立法が提出され、審議された。

(ア) (参) 農業者戸別所得補償法案(民主党提出)

民主党は、参議院選挙でのマニフェストに、年金の全額支給、「子ども手当」の支給、農業の「戸別所得補償制度」の創設の3つを掲げ、この実現のための各法案を提出した。戸別所得補償制度については、販売価格が生産費を下回った場合の不足分を補償する等を内容とする農業者戸別所得補償法案を10月18日(木)に参議院に提出した。

(参)農水委では、11月1日(木)、6日(火)、8日(木)に審議が行われた。この中で、対象となる農家の範囲、食料自給率の向上への寄与、必要経費とされている1兆円の根拠や財源、選挙中公約とされた生産調整廃止と法案との関係等々が議論された。8日(木)の委員会で賛成多数により可決され、翌9日(金)の(参)本会議で可決、衆議院に送付された。

(衆)農水委では、12月12日(水)、19日(水)と審議(審議時間は合計7時間)が行われたが、継続審議とされた。

(イ) (衆) 有害鳥獣被害対策法案(自民党提出)及び(衆) 鳥獣被害対策法案((衆)農水委員長提出)

近年の鳥獣害被害の増加を背景に、12月4日(火)に自民党から(衆)有害鳥獣被害対策法案が衆議院に提出されたが、野党の環境関係議員を中心に、捕獲・駆除一辺倒ではかえって被害の拡散を招くとして、生態系の調査・配慮が必要等の意見があった。

その後、与野党での調整を経て、新たに与野党合意の法案として、(衆)鳥獣被害対策法案が委員長提案として提出され、12月11日(火)の(衆)農水委で与党提出(衆)有害鳥獣被害対策法案を取り下げるとともに、(衆)鳥獣被害対策法案が(衆)農水委員長起草の上、全会一致で可決された。

参議院の審議では、共産党は、(衆)農水委において委員を有しないので参議院での審議を通じて法案の内容を確認する必要があるとして、提出者である(衆)農林水産委員長に対して質疑を行った後、全会一致で可決され、成立した。

(ウ) (衆) 有明海再生特措法案(自民党提出)

法律の施行から6年目となる平成19年11月29日(木)以降も有明海・八代海総合調査評価委員会を存続させるよう、与党から11月26日(月)に衆議院に法案が提出されたが、審議は行われず継続審議

とされた。

ア 農林水産省と関係が深い法案

(ア) (衆)老人福祉法改正法案(厚労委)

厚生農業協同組合連合会連が特別養護老人ホームを設置できることとする法案が、第166回国会に自民党から提出されたが、今国会で野党との協議により、自民党提出の法案は撤回し、新たに(衆)厚生労働委員長提案の法案として提出され、成立した。

(イ) (参)土壌汚染対策法改正法案(環境委)

土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする場合を土壌汚染状況調査の対象とする等の法案が、民主党から参議院に提出されたが、審議されることなく継続審議となった。

第2節 新聞発表等

1 新聞発表等

農林水産行政施策等について、前年度同様農政クラブ及び農林記者会に対して記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (2) 各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議等の概要
- (3) 水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配付
- (4) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、事務次官等会議後の事務次官会見等

2 農林水産省後援名義等使用承認

農林水産省後援名義等の使用承認は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県及び各種団体等が主催する諸行事(農林水産祭参加行事を含む。)の後援・協賛等547件の名義使用承認を行った。

第3節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与(農産等6部門)

(1) 農林水産大臣賞の交付

第46回農林水産祭参加表彰行事(平成18年8月1日から平成19年7月31日までの間)として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は305行事であり、交付した農林水産大臣賞は494点であった。

(2) 天皇杯等の授与

農林水産大臣賞受賞の494点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会(会長：八木宏典氏)において行われた。

2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与(むらづくり部門)

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された17事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会等から天皇杯等三賞の推薦のあった農林水産大臣賞8点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

3 農林水産祭中央行事

(1) 農林水産祭式典等

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の11月23日(金)11時30分から12時30分まで、明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者及び中央・地方農林水産関係者など約700人が出席して開催され、まず、若林農林水産大臣の挨拶、次に農林水産祭中央審査委員会会長八木宏典氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後、今村(財)日本農林漁業振興会会長から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、大野内閣官房副長官から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

(2) 天皇杯受賞者の天皇皇后両陛下下拝謁等及び皇居特別参観

平成20年1月31日(木)14時から天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

その後、宮内庁担当官の案内により、宮殿、中庭、賢所、御所、西桔橋等を特別参観した。

(3) 実りのフェスティバル等

第46回実りのフェスティバルは、11月2日(金)から3日(土)の2日間、10時～17時まで、江東区有明の東京国際展示場(東京ビッグサイト)西3ホールにおいて開催された。

初日には、秋篠宮同妃両殿下に天皇杯コーナー等のご視察をいただいた。

農林水産業啓発では、天皇杯受賞者の業績を紹介する天皇杯コーナーのほか、「生命(いのち)を支える農林水産業・農山漁村」をテーマに政府特別展示コーナーを設け、気象予測データを基にした農作物被害軽

減情報ウェブシステム、最新のLED集魚灯等を実物とパネルで紹介し、また、「移動消費者の部屋」を設置し、消費者からの相談などに応じた。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、都道府県の農林水産技術や特徴ある農林水産物について、パネル、実物等で紹介し、消費者の方々の農林水産業への理解を深めた。

また、各都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び29の農林水産関係団体による農林水産業・食料等についての啓発展示等が行われた。

更に、「親子日曜大工教室」、「ポニー馬車の乗車体験」等の家族ぐるみで楽しめる多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、11月3日(土)18道県・6団体から提供された農林水産物を、(財)東京善意銀行を通じて、都内の福祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約44,000人であった。

平成19年度(第46回)農林水産祭天皇杯等三賞受賞者

I 天皇杯等受賞者

1 天皇杯受賞者

部門	出品財	住所	氏名等	表彰行事
農産	経営(水稲・小麦・大豆)	岐阜県海津市	有限会社福江営農(代表 後藤 昌宏)	第36回日本農業賞
園芸	経営(長い)	北海道帯広市	帯広市川西長いも生産組合(代表 伊勢 章敏)	第36回日本農業賞
畜産	経営(酪農)	北海道二世郡八雲町	小栗 隆	全国草地畜産コンクール
蚕糸・地域特産	産物(茶)	京都府綴喜郡宇治田原町	下岡 久五郎	第59回関西茶品評会
林産	経営(林業)	京都府南丹市	日吉町森林組合(代表 井尻 浩義)	全国林業経営推奨行事
水産	経営(漁業経営改善)	鹿児島県南さつま市	南さつま漁業協同組合野間池マグロ養殖協業体(代表 森 剛)	第12回全国青年・女性漁業者交流大会
むらづくり	むらづくり活動	徳島県海部郡美波町	伊座利の未来を考える推進協議会(代表 坂口 進)	平成19年度豊かなむらづくり全国表彰事業

2 内閣総理大臣賞受賞者

部門	出品財	住所	氏名等	表彰行事
農産	経営(麦)	北海道斜里郡清里町	三上 博由	平成18年度全国麦作共励会
園芸	経営(バラ)	愛知県豊川市	ひまわり農業協同組合バラ部会(代表 内藤 嘉昭)	第36回日本農業賞
畜産	経営(大規模肥育)	山梨県甲斐市	有限会社小林牧場(代表 小林 輝男)	第36回日本農業賞

蚕糸・地域特産	産物 (豊表)	広島県福山市	廣川 宏志	広島県い草・い製品品評会
林産	産物 (乾しいたけ)	大分県豊後大野市	小野 九洲男	第55回全国乾椎茸品評会
水産	産物 (水産加工品)	三重県多気郡多気町	株式会社うおすけ (代表 茶谷 明樹)	第56回全国水産加工たべもの展
むらづくり	むらづくり活	和歌山県東牟婁郡古座川町	古座川ゆず平井の里 (代表 新谷 稔助)	平成19年度豊かなむらづくり全国表彰事業

3 日本農林漁業振興会会長賞受賞者

部門	出品財	住 所	氏 名 等	表 彰 行 事
農産	経営 (大豆)	栃木県下都賀郡藤岡町	大橋 隆	第35回全国豆類経営改善共励会
園芸	経営 (りんご)	岩手県奥州市	高野 卓郎	第8回全国果樹技術・経営コンクール
園芸	生活改善 (生活改善)	秋田県にかほ市	グリーンレディースにかほ (代表 菊地 紀子)	平成18年度農山漁村女性チャレンジ活動表彰
畜産	経営 (採卵鶏)	愛知県豊橋市	有限会社富田養鶏場 (代表 富田 義弘)	平成18年度全国優良畜産経営管理技術発表会
蚕糸・地域特産	産物 (葉たばこ)	熊本県宇土市	*竹下 清 *竹下 一子	熊本県葉たばこ共進会
林産	技術・ほ場 (苗木)	熊本県菊池市	坂本 信介	平成18年度全国山林苗木品評会
水産	産物 (水産加工品)	福岡県糟屋郡新宮町	有限会社進藤商店 (代表 進藤 和夫)	第17回全国水産加工品総合品質審査会
むらづくり	むらづくり活	秋田県横手市	福吉地域づくり推進協議会 (代表 石井 徳雄)	平成19年度豊かなむらづくり全国表彰事業

(注) 氏名等欄に*印を付したものは、夫婦連名の表彰を示す。

II むらづくり部門 農林水産大臣賞受賞団体

平成19年度豊かなむらづくり全国表彰事業 農林水産大臣賞受賞団体一覧

- (北海道・沖縄ブロック)
 - 沖 縄 宮古島市平良字島尻 島尻集落
- (東北ブロック)
 - 岩 手 久慈市山形町霜畑地区 霜畑集落
 - 山 形 最上郡戸沢村野口地区 野口集落 (源氏の里づくり会)
 - 福 島 本宮市稲沢地区 稲沢地区地域づくり協会
- (関東ブロック)
 - 栃 木 下都賀郡壬生町 下稲葉営農集団
 - 群 馬 吾妻郡六合村 JA あがつま花卉生産部会六合支部
 - 静 岡 沼津市 西浦江梨地区
- (北陸ブロック)
 - 新 潟 長岡市小国町森光 森光集落
- (東海ブロック)
 - 三 重 度会郡玉城町原 有限会社玉城アクトファーム
- (近畿ブロック)
 - 大 阪 堺市 金岡まちづくり推進協議会
 - 和歌山 東牟婁郡古座川町 古座川ゆず平井の里
- (中国・四国ブロック)
 - 岡 山 井原市青野町青野地区 ぶどうの里運営協議会
 - 徳 島 海部郡美波町伊座利地区 伊座利の未来を考える推進協議会
 - 愛 媛 伊予郡砥部町七折地区 七折地区七折梅生産出荷組合
- (九州ブロック)

○福岡 糸島郡二丈町福吉地区
熊本 山鹿市平小城地区
鹿児島 熊毛郡屋久町原地区

福吉地域づくり推進協議会
平小城活性化協議会
原区むらづくり委員会

(注) ○印は各ブロックの最優良事例である。

第4節 栄典関係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

1 春秋叙勲

ア 平成19年4月29日 (127名)

旭日中綬章 (1名)
旭日小綬章 (7名)
旭日双光章 (47名)
旭日单光章 (38名)
瑞宝重光章 (1名)
瑞宝中綬章 (8名)
瑞宝小綬章 (10名)
瑞宝单光章 (15名)

イ 平成19年11月3日 (102名)

旭日大綬章 (1名) ※外国人叙勲
旭日中綬章 (2名)
旭日小綬章 (10名)
旭日双光章 (37名)
旭日单光章 (25名)
瑞宝中綬章 (9名)
瑞宝小綬章 (8名)
瑞宝单光章 (10名)

2 春秋褒章

ア 平成19年4月29日 (52名)

黄綬褒章 (42名)
藍綬褒章 (10名)

イ 平成19年11月3日 (49名)

黄綬褒章 (37名)
藍綬褒章 (12名)

第5節 協同組合検査

1 協同組合検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の協同組合系統組織については、他業態との競争の激化、金融自由化の進展等、厳しい経営環境に置かれる中、組

合員の負託にこたえ、将来にわたって、農林水産物の生産・流通や農山漁村の活性化といった役割を適切に果たしていくためには、その自助努力と相まって、行政庁検査の的確な実施を通じて経営の健全性を確保することが必要である。

2 平成19年度の検査方針

農林水産省においては、平成19年度に、次のような方針により公正かつ効率的な検査を実施した。

ア 検査周期

信用事業又は共済事業を行う協同組合系統組織については年1回の実施。また、それ以外の系統組織等については、原則として2～5年に1回の検査周期を確保しつつ検査実施率の向上を図る。

イ 検査実施に当たっての留意事項

- (ア) 都道府県知事から要請があった場合の要請・連携検査の最大限の受入れ
- (イ) 中央会等が実施する監査士監査結果の活用と当該監査の実施時期の配慮
- (ウ) 公認会計士等専門家の積極的な活用と金融庁との連携強化
- (エ) 検査モニター制度の積極的活用

ウ 検査重点項目

- (ア) 役職員の法令等遵守態勢の確保及び内部統制の確立
- (イ) 農協系統の経済事業改革に関する取組の検証
- (ウ) 信用・共済事業の自己査定及び償却・引当の適切性の検証
- (エ) 食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及び各基本計画等への的確対応

3 検査体制の強化等

検査方針に則して的確な検査を実施するため、検査体制を強化するとともに、検査官、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより検査技術等の向上を図った。

ア 検査従事者の人員 (19年度末)

本省80人 (18年度末80人)

地方農政局60人 (18年度末60人)

(沖縄総合事務局2名を含む。)

イ 研修実績

- (ア) 協同組合検査職員研修

基礎研修 I	4 日間177名
基礎研修 II	4 日間163名
中堅研修 (資産査定コース)	4 日間109名
中堅研修 (金融・証券コース)	4 日間 58名
中堅研修 (会計応用コース)	5 日間 76名
高等研修	5 日間 45名
協同組合検査部部内研修 (転入職員コース)	2 日間 25名 4 日間 10名
(イ) 検査能力養成研修	
基礎研修	8 日間 16名
インターン研修	10日間 3名
(ウ) 通信教育	
日商簿記1級	8ヶ月間 2名
ビジネス実務法務検定2級	3ヶ月間 6名

中小企業診断士 10ヶ月間 1名

4 検査の実績等

19年度の農林水産省の検査における指摘事項としては例えば次のようなものがあり、また検査実績は表のとおりである。

- ア 法令等遵守態勢の整備・強化
- イ 不正・不祥事件の未然防止等への対応
- ウ 個人情報保護・貯金者データ整備の適正化
- エ 資産の自己査定及び償却・引当の適正化
- オ 信用リスク管理態勢の整備・強化
- カ 市場リスク管理態勢の整備・強化
- キ 共済契約及び共済金支払業務の適正化

表 協同組合検査実績

	対象機関数	検査実施組合数	実施率	延日数	延人数
農業協同組合連合会等	190	80	42.1	953	5,857
森林組合連合会	47	17	36.2	185	602
水産業協同組合連合会等	93	51	54.8	527	1,961
農業信用基金協会	47	18	38.3	124	371
漁業信用基金協会	42	22	52.4	118	246
合計	419	188	44.9	1,907	9,037

第6節 情報の受発信

平成18年度に農林水産省の広報活動を現状分析・評価し、方向性を検討した「農林水産省政策情報のモデル検討会」における指摘事項を踏まえ、ホームページ、メールマガジン、農林水産省広報誌、農林水産省の一般向けパンフレットについて見直しを行うとともに、ビジュアル・アイデンティティ・ガイドラインを策定した。

1 ホームページ、メールマガジン

ホームページ、メールマガジンについては、インターネットの普及に伴い、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、内容の分かりやすさ、アクセシビリティの改善とともに、作成・管理の利便性を向上し、専門的な知識がなくても更新作業が行えることを念頭に、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入した。これにより、プレスリリースをはじめとする各種ページのフォーマットの統一を図るなど、利用者の立場で分かりやすいコンテンツ作成に努めた。また、ホームページ公開サーバの最適化で地方機関等

を集約し、一元的な管理体制の構築を進めている。

なお、平成19年度の省のトップページアクセス件数は、458万件であった。（参考：平成18年度トップページアクセス件数、358万件）

メールマガジンでは、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、農林水産省メールマガジンを毎週金曜日に発行するとともに、美しい森林づくり等政策ごとの専門メールマガジンの充実を図った。

平成19年度末時点の本省発行のメールマガジン発行数は、22誌、読者はのべ12万3千人となった。（参考：平成18年度末時点メールマガジン発行数19誌、読者は延べ11万8千人）

2 定期刊行物等

(1) 農林水産省広報誌「aff（あふ）」

農林水産省広報誌「aff」は、これまで省内に複数あった広報誌を統合するとともに、編集協力という形態から農林水産省が発行主体となり、主たる読者層を一般消費者とした誌面内容にするなど、平成19年4月にリニューアルした。

また、毎月12,000部を発行し、全国の消費者団体、食育関係者、公立図書館、自治体、大学、報道機関等

に配布するとともに、誌面内容の企画、改善のため、毎月読者アンケートを同封し、読者の反応や意見・感想の把握を行った。

さらに、「aff」を広報媒体として有効活用する企画として次のような特徴的な取組をした。

ア 「食料の未来を描く戦略会議」委員のインタビュー記事等の掲載

平成19年7月に設置された「食料の未来を描く戦略会議」の議論を国民運動として広く展開するための広報の一環として、19年11月号から20年1月号「aff」の各コーナーで同戦略会議委員のインタビュー記事等を掲載した。

イ 農村派遣研修レポート

農林水産省の若手職員が、全国の先進的経営の生産者のもとに約1か月間滞在しながら生産現場を学ぶ農村派遣研修取材し、研修先の家族や後継者との邂逅の様態を記事として掲載した。

また、この掲載記事を再編集し、今後の新規採用等に活用するため「aff+（あふプラス）」を制作した。

(2) 農林水産省年報

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの農林水産省の取組、農林水産省施策をとりまとめ、農林水産省年報18年度版として発行し、ホームページにおいても公表した。

(3) 農林水産省パンフレット

農林水産省パンフレットは、平成18年度に5年ぶりの全面改訂を行い、誌面構成をそれまでの組織別から施策分野別とし、写真を活用してビジュアルを重視するなどの見直しを行ったところであるが、更に19年度においては、構成を施策分野別からテーマ別に見直し、それまで情報の出し手である農林水産省側の目線で施策を紹介する内容であったものを、情報の受け手である国民の目線で、国民の日常生活との関わりから農林水産省の取組や施策を紹介する内容とした。

なお、本パンフレットは、来庁者への配布のほか、消費者等との意見交換会等において活用した。

(4) 考えてみませんか。わたしたちの、食べもののこと

読者層の異なる5誌において、「食料自給率」をテーマにアート性の高いイラストと優しい語り口の文章で絵本風に仕立てた5誌共通ページ（5頁）と、このテーマに誘導するためそれぞれの読者層の興味に合わせ各誌の特色と食の問題を絡めた独自ページ（3頁）を差し込んだ8頁の小冊子を雑誌本体に中綴じするブックインブック形式で広告を掲載。

また、5誌共通ページの原稿に、世界と日本の食料

需給の現状をわかりやすく解説するデータと挿絵を加えたブックレットを制作し、意見交換会、説明会等で活用した。

掲載雑誌

① クロワッサン（平成20年2月25日発売）

② anan（平成20年2月27日発売）

③ Tarzan（平成20年2月27日発売）

④ Hanako（平成20年2月28日発売）

⑤ BRUTUS（平成20年3月1日発売）

(5) 美しい森林（もり）づくり推進国民運動

美しい森林づくり国民運動をテーマに、アニメキャラクターのゲゲゲの鬼太郎をナビゲータとして起用し、宮林茂幸氏（東京農業大学教授）、横路美喜緒氏（NPO法人埼玉森林サポータークラブ代表）、大橋マキ氏（フリーアナウンサー）が入った豊かな森林のイメージ写真と、三者による「森林づくりのために今できること」の対談内容を読売新聞（平成19年6月1、2、3日）に掲載した。

(6) 農山漁村の地域活性化

地域住民のみならず、都市住民、NPO等の参画・交流による農山漁村の地域活性化に向けた施策について、年末年始に地元へ帰省中の新聞の読者に関心を持ってもらうとともに、分かりやすく情報発信をするため、幅広い層に人気のあるコミック「釣りバカ日誌」のキャラクターと若林農林水産大臣の対話形式によるメッセージを読売新聞（平成20年1月1、3、4日）に掲載した。

(7) 食品の期限表示

広く国民一般に食品の期限表示（消費期限及び賞味期限）について正しい理解を深め、食品の適切な選択や無駄な廃棄の減少等実効ある行動につなげてもらうため、アニメ「天才バカボン」のキャラクターを起用して、食品の期限表示について読売新聞（平成20年2月23、24日）に掲載した。

3 映像（動画コンテンツ、DVD）、ラジオ等

(1) 農林水産省インターネットテレビ

24時間アクセス可能なインターネットを通じて、農林水産施策を分かりやすく映像で紹介するため、一般国民向け動画コンテンツ8本、子ども向け5本を制作し、ホームページ上のインターネットテレビにおいて、配信した。

平成19年度に制作した施策紹介の動画コンテンツは次のとおり。

ア 一般国民向け（3ch「施策ピックアップ」）

① 都市と農村を行き交う 新しいライフスタイル

滞在型市民農園・クラインガルテン

- ② 伝えたい木の文化 残したい美しい森 美しい森林づくり推進国民運動
 - ③ 地域のちからで農村をまもる 農地・水・環境保全向上対策
 - ④ 病害虫や動物の病気の侵入を防げ 植物防疫 動物検疫 水産防疫
 - ⑤ 日本の杉を使う 資源活用のための加工・利用技術の開発
 - ⑥ 日本の食の運命やいかに！ 世界と日本の食料需給
 - ⑦ 漁師になろう 海を舞台に生きる
 - ⑧ 野生動物による農林業の被害を防ぐ
- イ 子ども向け（6ch「キッズチャンネル」）
- ① みんなでつくろう 日本の森林 美しい森林づくり推進国民運動
 - ② 朝ごはんを食べよう！とても大切な食べ物のお話
 - ③ ワクワク ドキドキ 農山漁村体験
 - ④ 豊かな 海づくり 栽培漁業
 - ⑤ 環境にやさしい農業
- (2) 「食料の未来を描く戦略会議」メンバーからのメッセージ（動画）
- 「食料の未来を描く戦略会議」のメンバーの方から「食と農の未来」への思いをお話いただき、映像でホームページから紹介した。
- ① 大木 美智子（消費者科学連合会会長）
「消費者の食に対する意識を高めたい」
 - ② ももせ いづみ（生活コラムニスト）
「バランスがとれた食生活を体で覚えよう」
 - ③ 養老 孟司（東京大学名誉教授）
「一次産業は社会が成り立っていくベースである」
 - ④ 佐々木 孝治（ユニー株式会社 取締役会長）
「流通の改革が食料自給率を改善する」
 - ⑤ 木場 弘子（キャスター、千葉大学特命教授）
「子どもに食の大切さを語ろう」
 - ⑥ 生源寺 眞一（東京大学大学院 農学生命科学研究科長・農学部長）
「日本の食料事情と3つの提言」
 - ⑦ 川勝 平太（静岡文化芸術大学学長）
「ごはんは日本の活力の源」
 - ⑧ 澤浦 彰治（グリーンリーフ(株)代表取締役社長）
「農業経営の確立が豊かな食生活を支える」

(3) D V D

「食料の未来を確かなものにするために」
食料問題に関する認識を国民全体で共有することを

目的とした「食料の未来を描く戦略会議」での議論を踏まえつつ、この問題をより分かりやすく伝えることで子どもから大人まで幅広い層に考えるきっかけを提供するため、映像資料を収めたDVDを作成した。内容は、現在の食料問題をモーショングラフィックで表現する部分と、戦後の社会経済の歩みと食生活史について写真で振り返るスライドショー形式の二部構成とし、いずれも約5分間の映像により、視覚的・直感的に訴える簡潔な表現が特徴。

(4) ラ ジ オ

「農林水産ダイヤル」

ラジオ NIKKEI において毎週日曜日の10分間、平成19年4月から平成20年3月の間に53回放送された農林漁業者等向けの番組「農林水産ダイヤル」の制作に際し、農林漁業に関する諸施策、農林漁業の動向及び統計結果等を提供した。

4 ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン

視覚的な表現の統一によって省のイメージや信頼感の向上を図るため、農林水産省が作成する広報制作物等に統一的に活用するロゴタイプ（「農林水産省」「林野庁」「水産庁」及び「MAFF」）を策定し、各種広報制作物のみならずホームページやプレスリリース、封筒、名刺など省外に向けた情報伝達の全てに適用するための使用ルールに関するガイドラインを作成した。

5 地域での取組

全国の地方農政局及び農政事務所では、農林水産施策の内容とその実行過程の透明性を図り、国民の施策に対する理解の醸成を目的として、地域のイベント・説明会・会議への参画、国民への個別訪問等により、直接、消費者、生産者、オピニオンリーダー、地方公共団体、農協等関係団体に対し、農林水産施策の情報を丁寧で分かりやすく説明するとともに、これら施策に対する国民各層の意見・要望や現地情報を収集する取組を行った。

また、都道府県、農協等から発信されている地域の農林水産関係情報を国民が容易に入手できるよう、各地方農政局等のホームページ上に専用のサイト（地域情報ネットワーク）において、情報発信を行った。

6 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室において、政府の施策等について、国民からの理解と協力を得ることを目的として、各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対

する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

平成19年度に行った当省関係の政府広報の主なものは次のとおりである。

(1) テレビ

ア 「そこが聞きたい！ニッポンの明日」

フジテレビ 日曜日 8：55～9：00 他28局

(大臣が出演し、政府が進めている施策のポイントを一問一答形式で解説する。)

- 農山漁村活性化のための戦略について、若林大臣が12月～1月に2回連続で出演し、農山漁村活性化のための支援策のポイント等について、解説した。

イ 「新ニッポン探検隊！」

日本テレビ 日曜日 6：30～6：45 他30局

(身近な情報を取材 VTR による“探検レポート”や有識者等のインタビューを交えながら紹介する。)

- 都市と農山漁村の共生・対流について等8件

ウ 「ご存じですか」～くらしナビ最前線～

日本テレビ 月・金曜日 11：25～11：30 他30局

(国民生活に密着したテーマに関する情報及び告知的なものについて、各府省の担当者や有識者等が出演し、主婦層を主な対象に解説する。)

- 食料自給率の向上について等7件

エ 「キク！みる！」

フジテレビ 金曜日 22：52～11：00 他1局

(フジテレビ等2局、8分番組。暮らしに関係の深いタイムリーな話題を取り上げ、取材 VTR により分かりやすく紹介する。)

- 地球温暖化防止に貢献する地域材の利用等3件

オ 「峰竜太のナッ得！ニッポン」

BS朝日 月曜日 21：00～21：30 (再放送：日曜日 11：00～11：30)

(政府が現在取り組んでいる施策について、取材 VTR を挟みながらゲストとのトークやクイズを実施し、幅広い年齢層を対象に紹介する。)

- 教育ファームについて等4件

カ 「ドゥ！JAPAN」

日経 CNBC 木曜日 21：00～21：30

(暮らしに役立つテーマ、地域の取組を啓蒙するような内容について、取材 VTR を含むスタジオ対談により、政府施策を的確・詳細に説明する。)

- 地球温暖化に貢献するバイオ燃料と題して、若林大臣が有識者と対談を行った。

キ 「Just Japan」

テレビ神奈川 土曜日 22：00～22：30 他15局

(国民生活に密着した施策について、取材 VTR を含むスタジオトークにより、わが国が直面している諸課題についての理解を深める。)

- 食アメニティコンテストについて

(2) ラジオ

ア 「栗村智の HAPPY！ニッポン！」

ニッポン放送 土曜日 7：00～7：30 他10局

(暮らしに関係の深い行政の話題について、有識者等とのトークを中心に国民各層を対象に分かりやすく解説する。)

- 国民参加の森林づくり

(3) 出版物

ア 「Cabi ネット」(A4変形判、19年度は8回発行。

総理の動きや政府の施策を分かりやすく伝えるビジュアル誌。)

- 「農山漁村の郷土料理百選」のインターネット投票について

(4) 新聞広告

「美しい森林づくり」や「農林水産物・食品の輸出促進」等を全国紙等に掲載した。

(5) 国民対話

「美しい森林づくり」をテーマに「若林大臣と語る希望と安心の国づくり」を平成19年12月9日に京都市において開催した。

(6) 政府インターネットテレビ

「ニッポンの元気 (31ch)」に「農地・水・環境を守る！～ボクたちのみた水土里～」を掲載した。

(7) 広聴活動

ア 国政モニター随時報告

「21世紀新農政2007」や「食品表示」等4件のモニターからの質問について、回答した。

イ 課題報告

「食料自給率に関する広報の検討に向けた調査」を実施した。

(8) 世論調査

「森林と生活に関する世論調査」を実施した。

7 国の広報印刷物等への広告掲載の取組

行政効率化と財政の健全化に資する観点から、国の広報印刷物等に広告を掲載し、広告料収入の確保の取組として、平成19年度には「ジュニア農林水産白書」に広告を掲載し、31.6千円の広告収入を確保した。

第7節 行政情報化の推進

1 電子政府の推進

電子政府の推進については、電子政府推進計画（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目標として、行政手続のオンライン利用の促進を図るため、インターネット上の一つの窓口で申請が行えるようにするとともに、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や、業務・システムの一元化・集中化等の業務・システム最適化を行うため、以下の取組を実施した。

(1) オンライン利用の促進

「オンライン利用促進のための行動計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に掲げる年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）を中心にオンライン利用の促進を図るとともに、オンライン利用の実績等の評価を行った。

(2) 業務・システムの最適化

ア 「総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム」については、最適化計画に基づき、平成19年度末までにシステム開発を完了した。

イ 「生鮮食料品流通情報データ通信システム」、「動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）」及び「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）」については、各最適化計画に基づき、システムの企画、設計・開発を実施した。

2 行政事務のペーパーレス化（電子化）

平成19年度におけるペーパーレス化（電子化）の推進方策を定め、重点的にペーパーレス化（電子化）を推進する事務を定めるなど、電子メール及び電子掲示板の活用による行政事務のペーパーレス化（電子化）の取組を一層強化し、行政事務の効率化、簡素化及び情報の共有化を図った。

3 セキュリティ対策

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改訂を踏まえ、農林水産省の情報セキュリティポリシーである「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」の一部改正を行うとともに、「情報の格付け及び取扱制限に関する規程」を策定し、

行政事務従事者の情報の適正な取扱いの確保に努めた。

第8節 年次報告等

1 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成19年度食料・農業・農村の動向」及び「平成20年度食料・農業・農村施策」を平成20年5月16日に閣議決定し、同日付けで第169回国会に提出した。

食料・農業・農村基本計画のもとでの主要施策の進捗状況、農村の現場や各主体（行政、農業関係機関、農業者、事業者、消費者等）の具体的な取組状況等を整理することにより、これらについて国民の関心と理解を一層深めることを狙いとして作成した。全体の構成としては、冒頭に「食に対する消費者の信頼を揺るがす事件の頻発」、「原油価格や穀物・大豆価格の高騰とその影響」、「4千億円を大きく超えた農林水産物・食品の輸出」をはじめ、この1年の特徴的な動きを「トピックス」として紹介したのち、本編では、第2章を特集章として、「農業・農村の持続的な発展と循環型社会の形成」を取り上げ、第2章では「食料」、「農業」、「農村」ごとに主な動向について簡潔に記述した。特に、以下の点について力点をおいて、当該分野の動向を分析、記述した。

第1章：農業構造や農業経営の現状、米政策改革や新たな経営所得安定対策の取組状況と見直しの経緯・内容、農地政策の展開方向、多様な農業経営の発展と地域活性化に向けた課題、農林水産分野における地球環境政策、生物多様性の保全やバイオマス利活用の加速化、「農地・水・環境保全向上対策」の取組状況、農村資源の活用・保全に向けた課題

第2章：食料自給率の向上に向けた戦略的取組、食の安全と消費者の信頼の確保の取組、農業労働力の現状、農協改革の進捗状況、農林水産物・食品の輸出促進、知的財産の創造・保護・活用の取組、研究・技術開発の推進、農村と農業集落の現状、食品産業等の異業種との連携強化、都市と農村の共生・対流の促進

2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、食料供給に係る各種産業の経済活動を数量的に把握することを目的とし、考え方及び推計方法は、「産業連関表」及び「国民経済計算」に準拠している。

この経済計算は①農・漁業（きのこ等特用林産物を

含む。)及び食料関連産業の生産活動の結果をマクロの視点から把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の経済を生産と投資の両面から捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成19年度においては、平成17年度版を公表した。平成17年度の農業・食料関連産業の国内総生産は48兆2,231億円で、前年度に比べ2.6%減少した。農業・食料関連産業は、全体の国内総生産(GDP)の9.6%を占めており、農業は1.0%を占めている。

3 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業により、5年ごとに作成している。

平成19年度においては、平成20年度公表に向けて「平成17年産業連関表」の計数の推計及び調整を行った。

第9節 農林水産省図書館

1 収 書

平成19年度に購入等により新たに収集した図書館資料数は、図書2,456冊(国内図書2,108冊、外国図書348冊)、DVD及びビデオテープ88タイトル、CD-ROM228タイトルである。

この結果、平成19年度末における図書館資料数は、図書217,939冊、DVD及びビデオテープ2,544タイトル、CD-ROM996タイトルである。

また、平成19年度の新聞・雑誌の購読数は1,048種(国内924種、外国124種)である。

2 納本及び配布

平成19年度に国立国会図書館法に基づき、農林水産省が発行した資料(以下「農林水産省発行資料」という)の国立国会図書館への納本数は2,675種である。

また、他府省及び国内外の関係機関に対して、農林水産省発行資料の配布を行った。

3 利 用

平成19年度の来館者数は33,238人、図書館資料の貸出冊数は8,988冊であった。

また、当館と国立国会図書館並びに各府省の図書館間での図書資料の貸し借りは428冊(貸出207冊、借受221冊)であった。

4 情報システムの活用

図書館利用者に対するサービスを迅速かつ正確に行うため、図書館資料の貸出、返却手続、資料の検索等の業務をシステム化している。

また、インターネットから利用出来るサービスとして、図書館資料の目録情報及びPDFファイル化した農林水産省発行資料の閲覧・検索等のサービスを提供している。

なお、平成19年度は101冊の農林水産省発行資料のPDFファイル化を行い、年度末におけるPDFファイル数は2,303ファイルである。

5 電子・映像情報室

パソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、モニター等の機器を設置し、電子・映像資料の視聴の場を提供している。

第10節 資源・環境対策の推進

農林水産業は、自然の循環機能を利用しながら営まれる活動であり、持続可能な農林水産業を推進することにより、地球温暖化をはじめとした環境問題に適切に対応していく必要がある。

バイオマス利活用、地球温暖化対策、生物多様性保全をはじめ、環境政策の企画立案を一元的に担当する組織として、平成15年7月に大臣官房環境政策課及び環境政策課資源循環室を設置した。さらに平成19年4月にバイオマス推進室を、平成19年8月に環境バイオマス政策課をそれぞれ新たに設置し、これまで以上に農林水産分野における資源・環境対策を積極的に推進している。

1 バイオマス利活用の加速化

バイオマスに係る施策は、政府が一体として取り組むべきとの観点から、「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成14年12月閣議決定、平成18年3月改定)に基づき進められている。

(1) 国産バイオ燃料の利用促進

国産バイオ燃料の生産拡大は、エネルギー問題への対応や地球温暖化防止のみならず、我が国の農林漁業の発展を考える上でも、従来の農林水産物の用途の枠を超えたエネルギー用途という新たな領域を開拓し、併せて、休耕地等にバイオ燃料の原料となる資源作物を作付けることで農地を活用し、いざというときには食料や飼料用作物を作付ける等、我が国の食料の安全

保障にも貢献するものとして期待が寄せられているものである。

このような観点から、平成19年2月に「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」を作成、総理報告し、平成23年に国産バイオ燃料を5万kl生産する目標が立てられた。さらに同工程表においては、セルロース系原料からバイオエタノールを大量に製造する等の技術開発がなされれば、2030年頃には単年度当たり600万klの国産バイオ燃料の生産は可能であるとの試算結果が報告された。

この工程表の着実な実施を図るため、農林水産省では平成19年度から、原料の調達からバイオ燃料の製造・販売まで地域の関係者が一体となった大規模実証事業を開始した。バイオエタノールについては、北海道2地区、新潟県1地区で規格外農産物や多収量米等を利用して合計年間3.1万klの生産を目標として、バイオディーゼル燃料については、4地区で廃食油等を利用して合計年間3千klの生産を目標としてそれぞれ取り組むこととされた。

さらに平成20年度予算概算決定において、国内に豊富に存在する稲わら・間伐材等の食料と競合しない未利用バイオマスをも有効に活用して、国産バイオ燃料の生産拡大を図るための研究開発、技術実証、意識改革等に取り組む「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を措置することとなった。

(2) バイオマスタウンの推進

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンについては、平成20年3月には構想策定市町村数が136へと大幅に増加し、平成22年度末における300市町村のバイオマスタウン構想策定に向けて、着実な進展が図られた。

さらに、北海道ブロックから沖縄ブロックまでの全国9地区において「地域バイオマス発見活用協議会」を新たに立ち上げ、地域に眠る未利用バイオマスの調査、バイオマスに関するセミナーの開催等を実施した。

また、バイオマスタウン構想の策定・実現や、バイオ燃料の利活用にあたり、豊富な技術的知見を有し、関係者間の調整等地域の取組をコーディネートできる「現場で動くことのできる」人材の育成を実施した。

これらの取組により、バイオマスの利活用の加速化を強力に推進した。

2 農林漁業バイオ燃料法案

農林水産省の主導の下、経済産業省及び環境省の協力を得て、国産バイオ燃料の生産拡大を推進する法律上の仕組みについて検討を行い、「農林漁業有機物資源

のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案」が平成20年2月15日に閣議決定され、同日、閣法第41号として第169回国会へ提出された。

本法案の内容は、食料及び飼料の安定供給の確保等に配慮しつつ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進の意義及び基本的な方向等についての基本方針を定めることとし、バイオマスの生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組に関する計画及びバイオマスの生産及びバイオ燃料の製造の高度化に向けた研究開発に関する計画にかかる認定制度を創設するものとされた。

本法案に基づく支援措置として、これらの計画の実施に対しては、農林漁業者等についてはバイオマスの生産に必要な機械・施設の整備に要する資金を調達する場合における農業改良資金等の償還期間の延長の特例等、バイオ燃料製造業者については中小企業投資育成株式会社法の特例等、研究開発を行う者についてはバイオ燃料向けに育成された新品種に係る種苗法の出願料・登録料の軽減措置等を総合的に講じることが盛り込まれた。

さらに、平成20年度税制改正大綱「第三 平成20年度税制改正の具体的内容」の「九 農林漁業対策」において「1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税について、所要の税制上の措置を講ずる。」とするものとされ、法律の計画に従って新設されたバイオ燃料製造施設にかかる固定資産税の課税標準を1/2に軽減する税制の特例措置が講じられるものとされた。

3 農林水産分野における地球温暖化対策の推進

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) の報告書によれば、地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測されている。我が国においても、一部の農作物で高温障害等の発生が問題となっている。

また、世界全体での地球温暖化対策の推進に資するため、我が国の農林水産技術を活用した国際協力が重要である。

さらに、我が国の平成18年度の温室効果ガス総排出量は、基準年比で約6%増加しており、京都議定書の6%削減約束の達成は非常に厳しい状況にあることから、森林吸収源対策、バイオマスの利活用など計画に

位置付けられている対策の加速化を図ることが重要となっている。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、農林水産分野の地球温暖化対策を加速化していくため、平成19年6月21日に、大臣政務官を本部長とする地球温暖化・森林吸収源対策推進本部において「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を策定した。

本戦略に基づき、地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業の実現に向けて、

- ① 京都議定書の6%削減約束の達成に貢献するための森林吸収源対策、バイオマス資源の利活用や施設園芸・農業機械等の省エネルギー対策等の地球温暖化防止策
 - ② 今後避けることができない地球温暖化による農林水産業への影響に対応するための地球温暖化適応策
 - ③ 我が国の農林水産分野の地球温暖化防止策及び適応策の技術を活用した国際協力
- に取り組んだところである。

今後、平成20年3月28日に全部改定された京都議定書目標達成計画や、食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会における議論等を踏まえ、戦略に新たな対策を追加する等の見直しを行いつつ、農林水産分野における地球温暖化対策を推進していくこととしている。

4 農林水産分野における生物多様性保全の推進

農林水産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる活動であるとともに、多くの生き物にとって、貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献している。

そのため、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、その基盤となる生物多様性の保全は不可欠である。

しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など、一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響を与えてきた。また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い、身近に見られた種の減少や鳥獣被害が深刻化している。

これらの負の影響を見直し、生物多様性保全をより重視した農林水産施策を強力に推進するため、農林水産省生物多様性戦略検討会（平成19年3月設置）において検討を重ね、平成19年7月6日新基本法農政推進本部においてその指針となる「農林水産省生物多様性戦略」を決定し、公表した。

本戦略では、

- ① 有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進や生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等を通じた田園地域・里地里山の保全
 - ② 間伐等による森林の適切な整備・保全
 - ③ 藻場・干潟の造成・保全等による里海・海洋の保全
 - ④ 森・川・海の生態系全体を通じた生物多様性の保全
- 等、農業、林業、水産業が一体となって国土の生物多様性を保全するため、生物多様性をより重視した農林水産施策の推進を図るとともに、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発等に取り組み、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにすることとしている。

さらに、本戦略の内容は、平成19年11月に閣議決定された「第三次生物多様性国家戦略」に全て反映された。

5 地球環境小委員会

地球温暖化対策や生物多様性の保全については、京都議定書目標達成計画の見直し等の政府全体での検討作業や国際会議の状況等も踏まえ、実効性の高い施策の推進方策について検討を進める必要があり、幅広い有識者から意見聴取を行い、具体的な取組に適切に反映させることが重要である。

このため、地球温暖化等の地球環境問題について議論を深めるため、平成19年7月20日に地球環境問題に関する有識者会議を開催し、さらに平成19年9月7日に食料・農業・農村政策審議会企画部会の下に地球環境小委員会を新たに設置した。

当面の検討事項は以下の通りである。

- ① バイオマスの利活用の推進
- ② 地球温暖化対策の推進
- ③ 生物多様性保全の推進
- ④ 戦略及び工程表の進捗管理と今後の施策への反映

平成19年度においては、農地土壌の二酸化炭素の吸収機能の役割について検討した。水田や畑地をはじめとする農地は、適切に管理すれば、土壌中の炭素を増加させることにより、二酸化炭素の排出削減もしくは吸収源として貢献できる可能性を有しており、このような農地の機能に関しては、米国においても、新農業法において農地土壌の二酸化炭素の吸収機能に着目した支援を導入することが検討されているところである。

我が国においても、農地土壌が有する温室効果ガス

の吸収源としての機能及び本機能の向上に効果の高い営農活動に関する科学的知見を集約し、平成20年3月に「地球温暖化防止に貢献する農地土壌の役割について」を取りまとめた。本とりまとめをもとに、気候変動枠組条約の次期枠組み（ポスト京都議定書）に農地土壌吸収源の役割について積極的に発信していくこととしている。

第11節 農林水産政策研究

1 研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命とした確かつ効率的に調査研究を進めるため、「農林水産政策研究所政策研究基本方針」に基づき調査研究を実施している。平成19年度においては、近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応するため、領域・チーム制を正式に導入し、行政部局と連携を取りつつ、研究の推進を行った。

2 主要調査研究実施課題

(1) 行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の調査研究を実施した。

- ア 二国間農業交渉の戦略的対応に資するための国際的な農業・農政動向の分析
- イ OECD等において短・中期的に対応が必要な政策的・経済学的課題についての調査研究
- ウ EU漁業政策の動向分析
- エ 食料の安定供給に関する調査研究
- オ 地産地消の経済効果等に関する研究
- カ 農林水産分野の政策評価についての調査研究
- キ 諸外国の遺伝子組換え生物に関する新たな規制及び表示制度の比較・分析

(2) プロジェクト研究

重点的な調査研究課題として以下のプロジェクト研究を実施した。

- ア 水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析（平成19年度～21年度）
- イ 新たな農林水産環境政策の社会経済的影響評価に関する研究（平成19年度～21年度）
- ウ 食料フローモデルによる消費者・実需者ニーズの変化に対応した安定的な食料供給システムの確立に関する研究（平成18年度～20年度）

- エ 食料供給における安全・安心の確立ニーズがもたらすフードシステム及び貿易構造の変化の解明（平成17年度～19年度）

(3) 所内プロジェクト研究

研究所の専門性及び知見を生かした基礎的・先導的研究として以下の研究を実施した。

- ア 中国の食料、農業、農産物貿易等の動向と将来見通しに関する調査研究
- イ 市町村合併・道州制の展開下における農政の推進手法に関する調査研究
- ウ 農業・農村の活性化に資するための労働力・居住者の確保に関する調査研究

3 研究交流

(1) 客員研究員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研究員として任命し、その専門的知見により研究の推進に有益な助言を得るようにしている。平成19年度は、以下の者を総合的な視点からの助言を依頼する客員研究員（総合）として任命したほか、37人の個別特定分野ごとの客員研究員を任命し、専門的立場からの助言を依頼した。

- | | |
|-------|---------------------|
| 小泉 武夫 | 東京農業大学応用生物科学部醸造学科教授 |
| 神野 直彦 | 東京大学大学院経済学研究科 教授 |
| 原 剛 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 |
| 松谷 明彦 | 政策研究大学院大学 教授 |
| 鈴木 宣弘 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |

(2) 外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者を招へいし、当研究所の研究者との研究交流、セミナーやシンポジウムの開催を行っており、平成19年度は5人を招へいし以下の取組を行った。

- ア 中国農業科学院農業経済発展研究所より研究員を招へいし、中国の食糧・畜産物需給動向にかかる研究交流と意見交換を行った（平成19年6月）。
- イ 米国ミズーリ州立大学より、研究者（准教授）を招へいし、米国農業法及び米国バイオエタノール政策に関するセミナーを行った（平成19年8月）。
- ウ 国連食料農業機関（FAO）より、計量モデルの食肉部門の専門家を招へいし、研究交流を行うとともに、FAO-OECDのアグリリンクモデルによる途上国市場の見通しに関するセミナーを開催した（平成19年9月）。

エ 北京大学より、農業経済学の研究者（教授）を招へいし、中国農産物貿易に関する研究交流と意見交換を行った（平成19年11月）。

オ 米国農務省経済研究所の所長を招へいし、国内の専門家とともに農業環境政策に関するシンポジウムを実施した（平成20年2月）。

4 研究成果

農林水産政策研究所では、研究成果をホームページに掲載するとともに刊行物とし配布した。

(1) 機関誌等

ア 農林水産政策研究所レビュー

所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌として No. 24（平成19年6月発行）～No. 27（20年3月発行）を刊行した。

イ 農林水産政策研究

研究成果の原著論文として論文、研究ノート、調査・資料、書評を掲載する学術的資料として不定期に刊行する。本年度の刊行はなかった。

ウ 農林水産政策研究叢書

統一的な課題による研究成果を書籍の形式に集大成したものとして不定期に刊行する。本年度は第8号（20年3月）を刊行した。